

|

役員及び評議員の報酬等 に関する規程

社会福祉法人 武蔵野療園

平成29年12月13日改正

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 武蔵野療園の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 外部役員が理事会に出席したとき及び外部評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(外部の理事及び評議員の報酬)

第4条 外部理事が理事会出席以外で法人及び施設の業務運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 外部評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の業務運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(内部理事及び内部評議員の報酬)

第7条 法人に勤務する職員で、理事又は評議員を兼務する職員の報酬については、別に定めた定款細則の別表「理事・評議員等の職務分掌及び職務権限」に即した勤務実績並びに「キャリアパス表」で定めた当該職位の該当する等級を適用する。

2 該当等級の号給については、従前までの職位経験年数等を勘案して決定する。

3 第1項及び第2項の取り扱いについては、武蔵野療園病院就業規則及び給与規程、武蔵野療園就業規則並びに給与規程による。

(支給方法)

第8条 外部役員及び外部評議員の報酬支給方法については次のとおりとする。

- ① 理事会、評議員会出席毎に別表に定める金額を現金で支給する。
- ② 第4条、第5条、第6条に該当した場合には、その都度、別表に定める金額を現金又は銀行振り込みにて支給する。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。
付 則

1. この規程は、平成20年4月1日より適用する
平成26年4月1日改正（ただし、別表のみ改正）
平成28年4月1日改正
平成29年12月13日改正